

【事務局】電気式生ごみ処理機やコンポストと呼ばれる生ごみたい肥化容器については、補助対象を5年つき1基ないし2基となっている。段ボールコンポストについては、1会計年度につき補助対象を5基までとしている。まずは、環境問題を考えておられる団体と協力して、段ボールコンポストを利用したうえで、電気式生ごみ処理機等を購入されるのではないかと考える。

【会長】本委員会での判定は「継続」でよろしいか。
また、以下の点を提言するがよろしいか。

- ・普及率の把握や目標値の設定等について検討すること

【委員】異議なし。

◆③-11 資源集団回収奨励金

【委員】小学校のほか、自治会でも集団回収を行っているようだが、どういった団体が実施されているのか。

【事務局】資源集団回収登録団体として市に団体登録をしていただいた、自治会や子ども会、PTA等が主だった団体である。

【委員】奨励金が払われていることから推察して、各団体で資源集団回収が行われているということか。

【事務局】そのとおり。本補助金については、資源を業者に売却した時の領収書を添付しているため、資源集団回収活動をしているものと考えている。

【委員】平成25年度から27年度にわたって、1団体ずつ増えている。本奨励金の交付件数と登録団体数が異なっているが、どういうことか。

【事務局】資源回収活動を複数回実施している団体があるためである。

【委員】平成27年度の決算額について、審議シートと団体実績値との数値が異なっているようだが、確認していただきたい。また、本奨励金の使い道について、把握されているか。

【事務局】奨励金支給総額は1,135万50円であり、審議シートとは誤っているため訂正したい。本奨励金の使い道について、市では把握していない。

【委員】回収した資源物の売却金や本奨励金から、各団体で必要な備品の購入や事業に供しているのではないかとと思われる。

【委員】登録団体の中には、自治会や子ども会ではない名称の団体があるようだが、どういった団体であるか。

【事務局】本奨励金支給要綱の中に、自治会等の公共的団体とあり、団体登録の際に、公共的な団体として市が認めている団体であると考ええる。

【会長】本委員会での判定は「継続」でよろしいか。

【委員】異議なし。

◆③-12 し尿処理手数料補助金

【委員】大島におけるし尿収集料金の根拠はあるか。

【事務局】下水道が未整備の市内地域と同額で、し尿収集をしている。

【委員】し尿収集車は、大島にあるのか。また、し尿収集車は何台あるのか。

【事務局】大島に1台ある。本補助金を用いて、本土で車検を受けるということである。

【委員】毎年車検をしているのか。また、平成28年度予算で3件の交付を予定しているのはなぜか。

【事務局】毎年車検を実施している。3件としているのは、あくまで当初予算であり、車両管理上の問題が発生した場合に備えて、計上しているものである。本補助金は、基本的には車検の際の渡船での車両航送費と考えている。

【委員】地島の状況はどうなっているのか。

【事務局】離島や沿岸部については、漁業集落排水処理施設が設置されている。地島では、全戸が漁業集落排水処理施設でし尿及び生活雑排水を処理されている。大島にも漁業集落排水処理施設が一部整備されているが、全戸ではないため、未整備の地域でし尿収集が行われている。

【会長】本委員会での判定は「継続」でよろしいか。

【委員】異議なし。

◆③-13 合併処理浄化槽維持管理補助金

【委員】補助件数分の合併処理浄化槽があるということか。

【事務局】あくまで補助件数であり、浄化槽数というわけではない。

【委員】合併処理浄化槽を設置するのはどのような地域か。

【事務局】「宗像都市計画下水道事業計画図」を見ると、大島の一部地域や山間部等の地域である。

平成 26 年度の行政区域内人口と下水道処理区域内人口から、1,000 人くらいの方が下水道処理区域外に住まれている。下水道普及率が 100%というのは難しいと考える。

【委員】毎年 200 件ほど補助金を交付しているが、対象者は毎年度同じか。

【事務局】合併処理浄化槽の維持管理は、住民と業者で契約を結び、変更等なければ自動継続されるようになっている。先ほど約 1,000 人が処理区域外に住まれていると申し上げたが、あくまで人口であり、世帯数に直すと、補助件数の世帯に対して補助をしているものと考えている。

【委員】近隣市町村はどうなっているか。

【事務局】近隣市町村でも同様の制度が存在している。

【会長】本委員会での判定は「継続」でよろしいか。

【委員】異議なし。

◆③-14 火葬場休業日使用料補助金

【委員】平成27年度で3件、平成26年度も2件ということで、件数からみると、不特定多数の市民の利益に繋がっているかという点について、疑問に思うが、事務局としてはどう考えているか。

【事務局】利用者は少ないが、利用する機会は市民に保障されており、不特定多数の市民の利益につながっているのではないかと考える。

【委員】不特定多数の利益に繋がっていると考える。仏教等では友引の日を避けるという風習があるが、他宗教だと友引に該当する日でも火葬を実施したいという場合もあるかと思う。友引の日に火葬場を利用したい市民に、市外火葬場を利用した際の、費用負担の軽減を図れることから、市民への平等な利益に繋がっているのではないかと考える。

【委員】近隣市町村はどうなっているか。

【事務局】近隣の火葬場として、北筑昇華苑や福岡市葬祭場等がある。北筑昇華苑は、福津市や古賀市等で構成された一部事務組合で火葬場を運営している。福岡市葬祭場については、福岡市が運営している。いずれの火葬場でも市内住民と市外住民で火葬料金が異なる。宗像市の場合だと、大人一体につき、市内住民は2万円であるが、市外住民は9万円の負担となる。本補助金はその差額の7万円を上限としている。

【委員】本補助金は、市の火葬場が休業日に市外の火葬場を利用した場合にのみ適用されるということか。

【事務局】そのとおり。

【会長】本委員会での判定は「継続」でよろしいか。
また、以下の点を提言するがよろしいか。

- ・不特定多数の利益につながっているか、検討を行うこと

【委員】異議なし。

◆③-15 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

◆③-16 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

【事務局】類似している補助金のため、一括して審議していただく。「③-16」の補助金については、国、県及び市で3分の1ずつ負担して補助するものであり、合併処理浄化槽の設置が必要な地域を有する自治体に、制度として存在している。「③-15」の補助金は、それに上乗せしている市独自の補助制度である。

【委員】「③-15」と「③-16」を合わせた補助額が対象者に支払われているということか。

【事務局】そのとおり。

【委員】平成26年度、27年度に8件ずつ補助をしているようだが、下水道の通っていない地域に家が建っているということか。また、今後下水道未整備地域へ下水道を通す予定はあるか。

【事務局】補助金は、下水道が通っていない地域の新居へ設置する場合だけでなく、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の場合にも利用されていると考えている。浄化槽には、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽がある。単独処理浄化槽はし尿のみを処理し、合併処理浄化槽はし尿と生活雑排水を処理する。現在、単独処理浄化槽を新規設置することは禁止されている。

現在、市内で下水道の通っていない地域へ下水管を繋ぐ工事を行っている。対象世帯は60戸ほどあり、総事業費は約5億で、公共事業として大きな金額になるため、市内全域に下水道を整備することは難しいと考える。

【委員】下水道未整備の地域の方々はどう考えているのか。また、宗像市で独自の制度を設けている理由はなにか。

【事務局】合併処理浄化槽より下水道の方が、生活環境が向上するため、下水道未整備地域の方々には、基本的には下水道を引いてほしいといったお気持ちは持ってあろうかと考える。しかしながら、本市のように山間部等があれば、事業の費用対効果や下水道料金への転換等を考慮すると、全世帯に下水道を繋げることは難しいと考える。

本市で独自に制度を設けているのは、終末処理場で処理された水を釣川に放出しているが、その水を飲用水や生活用水として利用していることから、生活雑排水の抑制を期待していると考ええる。

【委員】下水道の整備計画はあるか。立地適正化計画を策定する中で、コンパクトシティを目指す時に、下水道をどこまで普及させるのかという点は検討しなければならないと考える。

【事務局】国の事業認可を受けて計画を立てて、事業を推進している。市街化区域については、下水道処理区域に概ね編入をされていると考えている。旧玄海町地域においても、概ね整備が

完了しており、今後大規模で整備をしていく地域はないだろうと考えている。

【会長】本委員会での判定は「継続」でよろしいか。

【委員】異議なし。

◆③-17 釣川水系生活排水対策協議会負担金

【委員】協議会に負担金として支払うよりは、事業補助として補助金を出すのが適切ではないかと考える。

【事務局】事務局としても、事業補助としたほうがよいのではないかと考える。

【委員】水辺教室について、バスの利用台数が、平成25年度は27台、26、27年度は25台使用しているようだが、全小学校が参加しているのか。市内には小学校が何校あるのか。

【事務局】市内の全小学校4年生を対象としているが、生徒数によって貸切バスの台数も異なっているのではないかと考える。市内には小学校が15校ある。

【委員】水辺教室がいつから始まったのか。また、毎年実施している中で、子どもたちの教育的な効果をどう考えればよいか。

【事務局】水辺教室は、平成10年度より実施している。また、全校ではないが、平成27、28年度に、むなかた環境フェスタで、水辺教室で学んだことを発表する場を設けた。

【委員】水辺教室は、非常にいい取り組みだと思うので、水辺教室を受けての子どもたちの教育成果を検討していただきたいと考える。

【委員】水辺教室用の観察ノートを配布し、学んだことを書いたり、直接川の中に入って水辺の生き物に触れたり調べたりしている。釣川の源流から河口までを見ているので、小学生へのインパクトはあるのではないかと考える。

【委員】協議会の事務は誰が行っているのか。

【事務局】本協議会の事務局は、宗像市環境課に設置している。

【委員】繰越金の清算はどうしているのか。

【事務局】これまで繰越金の清算を行っていなかった。事業補助ということであれば、年度での清算を行うべきではないかと考えている。

【会長】本委員会での判定は「継続」でよろしいか。
また、以下の点を提言するがよろしいか。

- ・負担金ではなく、事業補助とするよう検討すること
- ・年度ごとの事業の清算を行うこと
- ・教育的な効果を示すこと

【委員】異議なし。

◆③-18 水と緑の会補助金

【委員】最終目標として、「会の活動を充実発展させ、会員による自立運営ができる状態になること」と掲げられているが、目標達成に向けて取り組まれていることはあるか。

【事務局】現状で自立運営は厳しいと考える。自主財源確保として、現在、会費収入のほか、リサイクル石けんの販売等をとおして、少額の収入があるのみである。

【委員】会の活動はいつから行われているのか。また、会員数の増減はあるか。

【事務局】平成 27 年度に創立 25 周年を迎え、現在創立して 27 年が経過している。会員数は、平成 25 年度は 76 人、平成 26 年度は 63 人、平成 27 年度 61 人となっている。

【委員】平成 29 年度予算書の中に、市への寄付金とあるが、これはなにか。

【事務局】毎年市から補助金を交付しているが、繰越金を解消するために、市への寄付金という形で、市へ返納する形式をとった。

【委員】費用弁償は他の事業と比べて妥当か。

【事務局】宗像市の場合は、市内の方については 1,000 円程度の特別旅費をお支払いしている。本事業でも、それに準じて費用弁償をお支払いしている。

【会長】本委員会での判定は「継続」でよろしいか。

【委員】異議なし。

◆③-19 河川浄化運動補助金

【委員】本補助金はこういった方を対象としているのか。

【事務局】宗像市河川浄化運動補助金交付要綱によると、河川浄化運動を行った自治会に対して交付するものである。

【委員】活動実績を見ると、ここ数年の傾向として、総参加者は減っているが、総作業距離は増えているようである。担い手が不足し、活動が厳しく、住民の方の負担が大きいということであれば、本補助制度を変えることも検討しないといけないと思う。

【事務局】参加自治会数はほとんど変わらないが、参加者数は高齢化の影響もあり、少なくなってきたというのが現状として考えられる。

【委員】今後人口が減っていく中で、若い人たちにアピールするといったことも必要になるのではないかと考える。自主的に参加するということを前提とせずに、継続できるような方法も検討していただきたい。

【委員】最終目標に「補助金交付が無くても自発的に地域の河川美化に取り組む」とあるが、現状として人口減少と高齢化が進んで草刈りしてくれる人が少ない中で、事業を今後どう実施していくのか考えなければならないかと考える。本補助金がないと河川浄化ができないというようであれば、最終目標については、どう考えればよいか。

【事務局】河川は、市民の宝であり、本来は市民の皆さんで河川浄化運動をやっていただくのが理想であり、昔は本補助金が無くても草刈り等ができていたかと思う。しかし、都市化が進み、河川浄化運動にまで手が回らなくなっている中で、本補助金を出して河川浄化に努めているというのが現状ではないかと考える。

最終的には補助金無しでの自発的な河川浄化運動が理想ではあるが、現実的には難しいのではないかと考える。

【委員】釣川クリーン作戦とは別のものか。

【事務局】別である。あくまで河川の草刈りをやっていただく際の補助金である。

【委員】業者に委託したらいくらになるか。

【事務局】作業していただいた範囲全てをシルバー人材センターに委託した場合、5,800万円ほどかかる。自治会のご協力により、かなり少額で河川美化に取り組んでいるのではないかと考える。

【委員】先ほど委員がおっしゃたように、今後、参加者の高齢者の高齢化を考慮し若い人の参加を促す取り組みが必要と思う。

【会長】本委員会での判定は「継続」でよろしいか。

また、以下の点を提言するがよろしいか。

- ・若者の参加を促す等、事業の継続的なあり方を検討すること
- ・最終目標に対して、再検討を行うこと

【委員】異議なし。

◆③-21 さつき松原植栽育成事業補助金

【委員】決算書に「緑化事業からの借入金」とあるが、これはなにか。

【事務局】緑の募金を実施している緑化推進協議会から、借り入れを行っている。該当する事業を行わなければ翌年度に払い戻しをしている。

【委員】「市民協働で行う本事業はいろいろな意味合いを持っている」とあるが、具体的にどのような意味合いなのか。

また、「行政が直接行えば多額の費用を要する事業である」とあるが、どういう意味か。

【委員】本事業は多様な意味合いを持っていると考える。アダプトプログラムをとおして、松を育て、松原を良好な環境にするだけでなく、積極的にアダプト活動に参加することで自分たちのまちの松原を守り郷土愛が生まれる等、多様な意味合いを持っているかと考える。「いろいろな意味合い」ではなく、「多様な意味合い」という文言に修正してはどうか。

【事務局】市民活動の拡大ということがあるかと思う。「いろいろな意味合い」ではなく、「多様な意味合い」という文言に修正させていただきたい。

2点目の質問については、民間企業や地域の自治会等様々な団体が、草刈り等の活動をしていただいている。本補助金はさつき松原管理運営協議会を通じて、各団体へ交付されている。さつき松原のアダプトプログラムの区画が全部で137,000㎡あるが、年3回の活動をシルバー人材センターに業務委託した場合、約1,300万円かかるため、協力団体のおかげでさつき松原の保全活動を安く努めることができている。

【会長】本委員会での判定は「継続」でよろしいか。

【委員】異議なし。

3 その他

【事務局】次回は、6月28日（水）18:00より開催する。